

長生郡市広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日

長生郡市広域市町村圏組合管理者

長生郡市広域市町村圏組合消防長

長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者

長生郡市広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、長生郡市広域市町村圏組合管理者、長生郡市広域市町村圏組合消防長、長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、長生郡市広域市町村圏組合特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍に関する推進法律の基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

・超過勤務の縮減

職員一人ひとりが意欲的な仕事に取組みながら、健康で豊かな生活のための時間を確保し、健康管理と公務能率の維持向上を図る。長時間勤務は、仕事と家庭生活の両立を損ねるだけでなく、職員の健全な家

庭生活や社会生活に大きな影響を及ぼすため、各職員の長時間勤務が恒常的にならぬように努め、1月あたりの実勤務時間を180時間以内にする。

次に、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げる。

(1) 事務局

- ・管理的地位にある職員に占める女性割合は、令和2年度に目標値(10.0%)を上回った。
今後も養成・登用に努め、令和7年度までに20.0%に向上させる。

(2) 消防機関

- ・令和2年度現在の女性職員の比率0.9%を踏まえ、5カ年のうち隔年で1名採用を目指し、令和7年度末までに既存女性職員と合わせて5名、比率2.1%を目標とする。

(3) 水道部

- ・令和3年度から女性職員を業務遂行上、主要なポストに積極的に登用し5.0%以上にする。

(4) 長生病院

- ・病院という特性から、医療技術職では女性職員が管理職並びに係長(主任)に占める割合は多いが、事務職においても積極的に登用し、令和7年度までに割合を10%以上向上させる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

超過勤務の取組として、ノー残業デー(水・金曜日)には、管理職は職員に定時退庁を促し、自らが率先して退庁するよう心がけるとともに、ノー残業デーに時間外勤務命令や時間外の会議・打合せ等の設定を原則的に行わないようにする。

次に、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げる。

(1) 事務局

- ・女性職員の活躍の推進に向けた取り組み

業務遂行上、主要なポストに登用できるよう、女性職員自身のキャリア形成に対する意識を高めるため、積極的に研修等への参加を促し、育成をはかる。

(2) 消防機関

- ・女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

庁舎建て替え時には女性専用設備を整備することとし、また、既存庁舎についても女性の働ける設備を整備していく。

- ・女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

女性をモデルとした「消防職員募集ポスター」を作製し、女性が消防で活躍できることを広くPRし、毎年度開催する「女性向け職場体験」では、長生消防、長生地域の魅力も伝え、受験者数3名以上を目標とする

(3) 水道部

- ・女性職員の活躍の推進に向けた取り組み

令和2年度まで0%だった女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治研修センター等）の研修受講率を、令和7年度までに20%以上とし、意識改革やキャリア形成を支援する。

(4) 長生病院

- ・女性職員の活躍の推進に向けた取り組み

女性職員、特に事務職員について、業務遂行上主要なポストに登用できるよう配置、育成、登用をより推進する。